

議第58号

高山市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

高山市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年6月1日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

高山市自転車駐車場の管理を指定管理者に行わせるため改正しようとする。

高山市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高山市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（平成28年高山市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(名称及び位置) 第2条 (略)</p>	<p>(名称及び位置) 第2条 (略)</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u> 第2条の2 <u>自転車駐車場の管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。</u></p> <p><u>(指定管理者が行う管理の基準)</u> 第2条の3 <u>指定管理者は、この条例及び高山市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年高山市条例第5号)並びにこれらの条例に基づく規則の規定に従い、自転車駐車場の管理を適正に行わなければならない。</u></p> <p><u>(指定管理者が行う業務の範囲)</u> 第2条の4 <u>指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 自転車駐車場の利用の許可に関する業務</u> <u>(2) 自転車駐車場の利用に係る料金(以下「駐車料金」という。)の徴収及び減免に関する業務</u> <u>(3) 自転車駐車場の維持管理に関する業務</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</u></p>

(定期利用の許可及び制限)

第6条 自転車駐車を定期利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、自転車駐車の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、定期利用を許可しないことができる。

(1)～(3) (略)

(駐車料金)

第8条 (略)

2・3 (略)

4 市長は、特別な理由があると認めるときは、駐車料金を免除することができる。

(定期利用の許可の取消し等)

第9条 市長は、定期利用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、定期利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(1)～(4) (略)

(供用の休止等)

第10条 市長は、自転車駐車の補修その他管理上必要があると認めるときは、自転車駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は利

(定期利用の許可及び制限)

第6条 自転車駐車を定期利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、自転車駐車の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、定期利用を許可しないことができる。

(1)～(3) (略)

(駐車料金)

第8条 (略)

2・3 (略)

4 指定管理者は、市長が特別な理由があると認めるときは、駐車料金を免除することができる。

(駐車料金の収入)

第8条の2 市長は、指定管理者に駐車料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(定期利用の許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、定期利用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、定期利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(1)～(4) (略)

(供用の休止等)

第10条 指定管理者は、自転車駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て自転車駐車場の全部又は一部

<p>用を制限することができる。</p> <p>(利用の拒否)</p> <p>第11条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、自転車駐車場の利用を拒否することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(免責事項)</p> <p>第15条 天災、火災、盗難その他の理由で、<u>市</u>の責任によらない理由によって利用者が被った損害については、<u>市</u>はその責めを負わないものとする。</p>	<p>の供用を休止し、又は利用を制限することができる。</p> <p>(利用の拒否)</p> <p>第11条 <u>指定管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、自転車駐車場の利用を拒否することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(免責事項)</p> <p>第15条 天災、火災、盗難その他の理由で、<u>指定管理者</u>の責任によらない理由によって利用者が被った損害については、<u>指定管理者</u>はその責めを負わないものとする。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に改正前の高山市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の高山市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 改正後の高山市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例における駐車料金の規定は、施行日以後の利用に係る駐車料金について適用し、施行日前の利用に係る駐車料金については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 4 改正後の高山市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の規定により指定管理者に自転車駐車場の管理を行わせるための準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。